

要約筆記に関する Q&A



Q：要約筆記と筆談ってどう違うの？

A：紙に書いて話をすることを筆談といいますが、要約筆記は自分が話すのではなく、相手の話を簡潔に要約して書いて伝えます。

Q：要約筆記はどんな仕組みなの？

A：要約筆記者を派遣する事業は、障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業として、市町村が実施する公的な制度です。聞こえに障害がある人が、社会参加するときに利用いただく福祉サービスです。

Q：要約筆記者に資格はあるの？

A：派遣される要約筆記者は、厚生労働省のカリキュラムに基づく講座や研修を受け、支援に必要な知識と技術を習得しています。また、現場で知ったことには厳しい守秘義務が課されていますので、安心してご利用できます。

要約筆記を利用したいとき

要約筆記をご依頼の方、利用方法など詳しくお知りになりたい方は、備前市社会福祉協議会に電話またはFAXでお問い合わせください。要約筆記者には守秘義務があります。現場で見聞きたことはもちろん、その場に行ったことさえ口外してはいけない決まりがあります。安心して派遣をご利用ください。

こんな場面でご利用ください

- 病院の受診
- 役所等での諸手続き
- 学校の懇談会
- 会議、研修会、講演会など



要約筆記者になるには

毎年開催される「岡山県要約筆記者養成講座」を受講し、「全国統一要約筆記者登録試験」に合格すると「要約筆記者」になれます。なお、備前要約筆記クラブは毎月第1土曜日にクラブ例会を実施していますので、下記までお問い合わせください。

● お問い合わせ先

備前市社会福祉協議会

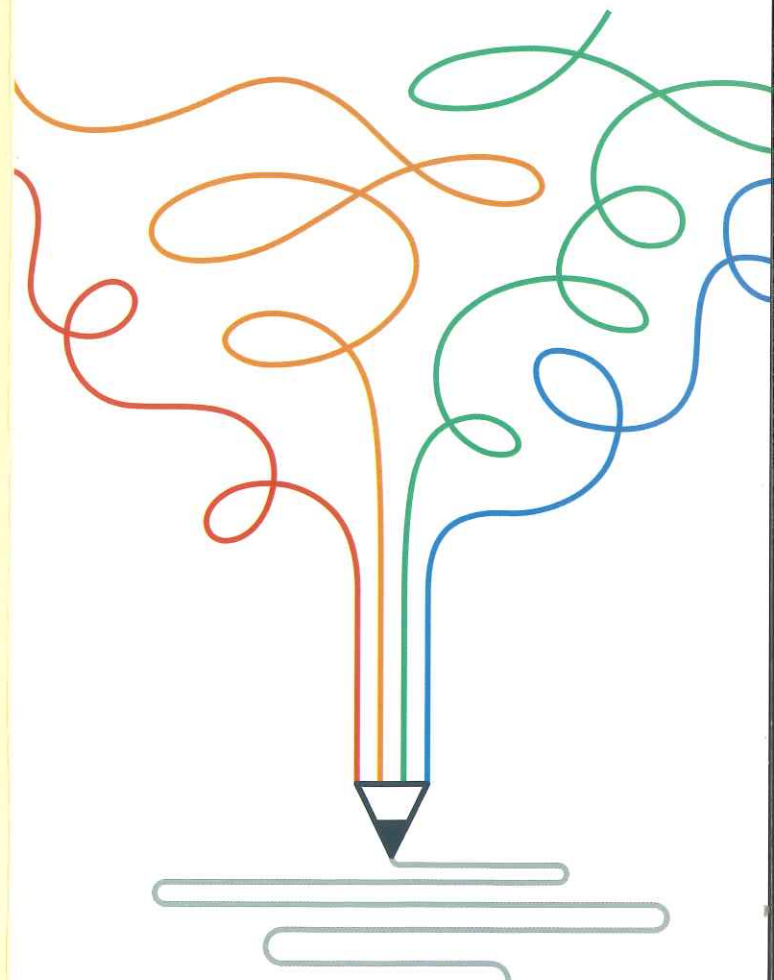
TEL 0869-64-3033

FAX 0869-64-3689

知ってください
ご利用ください

要約筆記

要約筆記は、
聞こえにくい・聞こえない人の
コミュニケーションの一つです



備前要約筆記クラブ

難聴者への理解を

病気で聴力を失った人ばかりでなく、高齢になると多くの人が難聴になります。聞こえにくくなると、人の中に入って活動したり、話し合いの場に出かけたりすることがおっくうになり、こもりがちになります。何度も聞き直すのを遠慮して、話がわからないまま済ませることも増えます。

補聴器をつけていても1対1でゆっくり話してくれると聞きやすいのですが、にぎやかな場所や大勢が一度に話す場面では、うまく聞きとることができません。また、耳元で大声で話されると音が割れてかえって聞きづらいのです。

難聴者と話すときは、話が伝わっているかどうかを配慮しましょう。

難聴者と話すときは

- ①書いて伝える
- ②正面に立ち、ゆっくりと話す
- ③口元が見えるようにする



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。



要約筆記とは

聞こえにくい人、聞こえない人が会話をする方法は手話だと思っていませんか。調査によると手話を使っている人は20%ほど。手話や筆談、口の動きを読む読話や、身振り手振り、表情を読み取るなどさまざまな方法を使ってコミュニケーションをとっています。

要約筆記はそのコミュニケーション方法の一つで、その場で音声を文字に置きかえて、話の内容を伝える文字通訳です。話すスピードは速くてもすべてを書くことはできないので、話に遅れないよう意図をつかんで要約し、読みやすい文字で短い文章にして伝えます。

外国人と話すとき、通訳者が間に入ると話を通じるように、要約筆記者が間に入って相手の話す内容を書いて伝えることで、聞こえにくい人のコミュニケーションの手伝いをします。

誰もが疎外されない
音声バリアフリー社会の
実現を目指します!



要約筆記の
シンボルマーク



要約筆記の方法は

聞こえにくい人、聞こえない人の社会活動と自立のため、要約筆記者はいつでもどこでも出向いて支援します。

広い会場でスクリーンに文字を映し出す「**全体投影**」と、利用者の隣で用紙に書いて伝える「**ノートテイク**」の2つの方法があります。他にも移動しながらの通訳はホワイトボードを使うこともあります。手書きだけでなく、パソコン入力も普及しており、離れた場所から遠隔文字通訳することもできます。



全体投影



ノートテイク